

民生委員・児童委員のご紹介



民生委員・児童委員とは…

「民生委員」は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣から委嘱された非常勤の地方公務員として位置づけられています。また、民生委員は児童福祉法に定める「児童委員」を兼ねています。

加えて、児童委員の中から、主に子どもや子育てに関する支援を専門に担当する「主任児童委員」が指名されます。委員はボランティアとして活動し、任期は3年です。（※任期満了後の再任、可。）

住み慣れた地域で安心して暮らしていくには、みんなが支え合い、助け合っていくことが必要です。「地域の身近な相談役」、「地域と行政機関とのパイプ役」として地域の助け合いの最前線で頑張っているのが、民生委員・児童委員の方々です。

「民生委員・児童委員」、「主任児童委員」には、相談内容についての秘密を守ることが法律で義務付けられていますので、安心してご相談ください。

私たちのまちの民生委員・児童委員

3年に1度の民生委員・児童委員一斉改選が行われ、令和4年12月1日付けで新任の方19人を含む、71人の委員が新たに委嘱されましたので、ご紹介します。

(任期：令和4年12月1日～令和7年11月30日)

(敬称略)

学区など	担当地区	氏名	学区など	担当地区	氏名
白鳥	楽平、又八	大島 幸徳	日の出	平島 川南西・東, 大井桁(用水南東)	加藤 久美
	佐古木(近鉄線北県道東)	鈴木 典子		平島 大井桁(用水北西), 小井桁1・2区	木全 富基子
	佐古木(国道1号線南)	中山 永子		平島 五反割1・2区, 小井桁1区(南東部)	田島 ゆかり
	佐古木(国道1号線北県道西)	大沢 玉江		平島 西堤, 保六, 新田	武林 慶樹
	白鳥台	佐藤 勝人		平島 大脇, 中屋敷	高木 哲夫
	前ヶ平	三浦 久美		平島 東新町1・5区西新町(平島街道南)	柴田 早苗
	楽荘団地	佐藤 明美		平島 東新町4区1・2, 車新田	栗田 法子
	東中地, 西中地, 鎌倉	鈴木 満也		平島 西新町(平島街道北), 東新町2・3区	堀田 ゆみ子
	ポプラ台	藤田 千恵子		8人	
弥生	荷之上東・西	服部 孝子	大藤	森津, 芝井	伊藤 久幸
	かおるヶ丘	伊藤 知枝		鎌島, 大藤団地, 鎌島団地, 中川団地	梶原 美鈴
	五之三本木・新田	佐藤 昭恵		松名, 寛延, 間崎	富田 景子
	五之三川平南	山守 敏		稲元, 稲吉, 加稲, 富島, 栄南	佐藤 智代美
	五之三川平北・西	松尾 芳一	栄南	狐地, 稲狐, 三稲	佐藤 保盛
	海老江(尾西線3号踏切南)	宇佐美 松憲		稲荷, 操出	伊藤 正光
	海老江(尾西線3号踏切北), 上之割	宇佐美 由美子		西末広, 東末広, 大谷	前橋 妙子
	中之割(西部1号下水路北)	小林 福子		三好, 稲荷崎, 境, 中原	川上 真理子
	中之割(西部1号下水路南)	青木 さつき		鍋田1・2, 楠	今村 克司
	下之割北, 東弥生台	水谷 香代子		駒野	藤ヶ崎 一人
	下之割南	服部 いずみ	十四山	神戸, 子宝(孫橋南)	藤松 輝己
	下之割東	上田 庸子		桴場, 鳥ヶ地	加藤 照美
	五明1, 錦浦	石原 民子		子宝(孫橋北), 西蜷	萩原 千世美
	五明2	伊藤 康子		東蜷, 四郎兵衛, 亀ヶ地	佐野 一
	中六3・4・5(日毛気開線南)	関戸 法子		東竹田, 下押萩	佐藤 和男
	中六4・5(日毛気開線北)	山森 真美		西竹田, 上押萩	後藤 里美
桜	中六1(近鉄線南)・7	田安 真美		堤蛇ヶ江, 大山	大木 晴美
	中六6, 前新田1(国道1号線北)	谷 啓子		五斗山一丁目, 鍋平, 三百島	佐藤 佳子
	前新田1(国道1号線南)・2	佐藤 良子		五斗山二～四丁目, 坂中地	尾内 敏雄
	中六1(近鉄線北)・2	樋上 美保		鯨ヶ地, 馬ヶ地	伊藤 敏恵
	小島, 弥生台	徳丸 厚子	主任児童委員	弥生学区	水野 晴美
	前ヶ須1・2・3	加藤 好子		白鳥学区	三浦 美紀
	前ヶ須5・6	大崎 真理		日の出学区	野村 明彦
	前ヶ須7・8	佐藤 正信		桜学区	田村 結美
	前ヶ須9・11	調整中		大藤, 栄南学区	片桐 美穂
	前ヶ須10・12	久保 千恵		十四山東部学区	江上 和利
	前ヶ須13・14・15	熱田 光代		十四山西部学区	池田 憲幸
11人	中山, 川原欠, 大藤	森 忠男			

問 民生委員に関すること 市役所福祉課(内線164・165) 児童委員、主任児童委員に関すること 市役所児童課(内線151)

(注)お名前に____(下線)表示のある方は、新任委員を示します。

福祉のマークをご存じですか？

障がいのある方に対応した施設、設備やルールなどの存在を示したり、障がいのある方が支援を必要としていることを分かりやすく伝えるため、障がい者に関するさまざまなマークがあります。これらは国際的に定められたものや、障がい者団体などが独自に策定して普及を進めているものもあります。

一人一人が障がいのことを知り、障がいの有無にかかわらず、互いを尊重し合いながら共生する社会となるよう、これらのマークへのご理解とご協力をお願いします。(順不同)



障がい者のための国際シンボルマーク

障がい者が利用できる建物、施設であることを明確に表すための世界共通のシンボルマークです。

駐車場などでこのマークを見かけた場合には、障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。



盲人のための国際シンボルマーク

世界盲人連合で1984年に制定された盲人のための世界共通のマークです。視覚障がい者の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

このマークを見かけた場合には、視覚障がい者の利用への配慮について、ご理解、ご協力をお願いします。



ハート・プラスマーク

「身体内部(心臓、呼吸機能、じん臓、膀胱・直腸、小腸、肝臓、免疫機能)に障がいがある人」を表しています。

このマークを着用されている方を見かけた場合には、内部障がいへの配慮についてご理解、ご協力をお願いします。



身体障がい者標識

肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



聴覚障がい者標識

聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。危険防止のためやむを得ない場合を除き、このマークを付けた車に幅寄せや割り込みを行った運転者は、道路交通法の規定により罰せられます。



耳マーク

聞こえが不自由なことを表すと同時に、聞こえない方・聞こえにくい方への配慮を表すマークです。

このマークを提示された場合は、相手が「聞こえない・聞こえにくい」ことを理解し、コミュニケーションの方法などへの配慮についてご協力をお願いします。



オストメイト

オストメイトとは、がんなどで人工肛門・人工膀胱を造設している排泄機能に障がいのある障がい者のことをいいます。このマーク(JIS Z8210)は、オストメイトのための設備(オストメイト対応のトイレ)があることおよびオストメイトであることを表しています。



「白杖SOSシグナル」普及啓発シンボルマーク

白杖を頭上50cm程度に掲げてSOSのシグナルを示している視覚に障がいのある方を見かけたら、進んで声をかけて支援しようという「白杖SOSシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです。

白杖によるSOSのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、サポートをお願いします。



手話マーク

耳が聞こえない人が手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。



ほじょ犬マーク

身体障害者補助犬法の啓発のためのマークです。

身体障がい者補助犬とは、盲導犬、介助犬、聴導犬のことをいいます。「身体障害者補助犬法」において、公共の施設や交通機関はもちろん、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は、身体障がいのある方が身体障がい者補助犬を同伴するのを受け入れる義務があります。補助犬を同伴することのみをもってサービスの提供を拒むことは障がい者差別に当たります。



ヘルプマーク

義足や人工関節を使用している方、内部障がいや難病の方、または妊娠初期の方など、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々を、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることができるマークです(JIS規格)。

ヘルプマークを身に着けた方を見かけた場合は、電車・バス内で席をゆずる、困っているようであれば声をかけるなど、思いやりのある行動をお願いします。



筆談マーク

耳が聞こえない方、音声言語障がい者、知的障がい者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共および民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示できます。また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身に付けるビブスなどに掲示することもできます。